

○盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成17年11月2日告示第393号

盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、当該小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図り、もって小児慢性特定疾病児童の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等で、同法による施策（同条第1項に規定する小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならないものをいう。

(給付する用具及び対象者)

第3 給付する用具の種目及び必要な性能等は、別表第1の左欄及び中欄に掲げるとおりとする。

2 用具の給付の対象となる者は、別表第1の左欄に掲げる用具の種目の区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる小児慢性特定疾病児童とする。

(給付の申込み等)

第4 用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾病児童又はその扶養義務者は、盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申込書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、用具の給付を適当と認めるときは盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付承認通知書により、不適当と認めるときは盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付不承認通知書により、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(費用負担等)

第5 用具の給付を受ける小児慢性特定疾病児童又はその扶養義務者は、当該給付に係る費用の全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担しなければならない費用（以下「負担金」という。）の額は、別表第2に定める額とする。

(負担金の減免)

第6 市長は、第5第1項の費用を負担する者が次の各号のいずれかに該当することにより負担金の納入が困難であると認めるときは、その負担金を減免することがある。

- (1) 失業、疾病等の理由により著しく所得が減少したとき。
- (2) 天災その他の災害により財産に著しく損失を受けたとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

2 前項の規定による負担金の減免を受けようとする者は、盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業負担金減免申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、減免を適当と認めるときは盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業負担金減免決定通知書により、減免を不適当と認めるときは盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業負担金減免不承認通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(給付の方法)

第7 市長は、第4第2項の規定により用具の給付を承認したときは、第4第1項の申込みをした者に第4第2項の盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付承認通知書と併せて盛岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により給付券の交付を受けた者は、給付券に必要な事項を記入した上、当該給付券を市長が指定する用具の取扱業者（以下「業者」という。）に提出し、用具の引渡しを受けるものとする。この場合において、給付券に記載してある負担金の額及び当該用具の引渡しに要する運搬費等の実費を業者に支払うものとする。

3 業者は、前項の規定により用具の引渡しをしたときは、提出された給付券に必要な事項を記入した上、当該給付券を添えて、給付に必要な用具の購入等に要した額から前項後段の規定により業者に支払われた額を減じて得た額を市長に請求するものとする。

(不正受給等に係る費用の返還等)

第8 用具の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の命ずるところにより、市が負担した用具の給付に係る費用の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により用具の給付を受けたとき。
- (2) 用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

別表第1（第3関係）

種目	性能等	対象者
便器	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもので、手すりを付けることができるもの	常時介助を必要とする者
特殊マット	褥（じょく）瘡（そう）又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者

特殊便器	足踏みペダルで温水及び温風を出すことができるもの。ただし、取り替える場合に住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能に障害のある者
特殊寝台	腕、脚等の訓練をすることができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有する手すり、スロープ、歩行器等で、転倒予防、立上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	入浴に介助を必要とする者
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	自力で排尿できない者
体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	寝たきりの状態にある者
車椅子	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたもので、必要な強度及び安定性を有するもの	下肢が不自由な者
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	発作等により頻繁に転倒する者
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	呼吸器機能に障害のある者
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	体温調節が著しく困難な者
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がん、神経障害等を起こすおそれがある者
ネブライザー	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	呼吸器機能の障害がある者
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの	人工呼吸器の装着が必要な者

ストーマ装具（蓄便袋）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	人工肛門を造設した者
ストーマ装具（蓄尿袋）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	人工ぼうこうを造設した者
人工鼻	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者

別表第2（第5関係）

世帯の階層区分		負担金 (月額)	加算金 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定により支給給付を受けている者の属する世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税が課されない世帯	1,100円	110円
C ₁	A階層及びD ₁ 階層からD ₁₉ 階層までの世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	230円
C ₂	をを除き当該年度分の市町村民税が課される世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	290円
D ₁	A階層及びB階層	2,400円以下	350円
D ₂	層を除き前年分の所得税が課される世帯であつて、その所得税の額の区分が次の	2,401円から4,800円まで	380円
D ₃		4,801円から8,400円まで	430円
D ₄		8,401円から12,000円まで	470円
D ₅		12,001円から16,200円まで	550円
D ₆		16,201円から21,000円まで	630円

	区分に該当する 世帯			
D ₇		21,001円から46,200円まで	8,100円	810円
D ₈		46,201円から60,000円まで	9,350円	940円
D ₉		60,001円から78,000円まで	11,550円	1,160円
D ₁₀		78,001円から100,500円まで	13,750円	1,380円
D ₁₁		100,501円から190,000円まで	17,850円	1,790円
D ₁₂		190,001円から299,500円まで	22,000円	2,200円
D ₁₃		299,501円から831,900円まで	26,150円	2,620円
D ₁₄		831,901円から1,467,000円まで	40,350円	4,040円
D ₁₅		1,467,001円から1,632,000円まで	42,500円	4,250円
D ₁₆		1,632,001円から2,302,900円まで	51,450円	5,150円
D ₁₇		2,302,901円から3,117,000円まで	61,250円	6,130円
D ₁₈		3,117,001円から4,173,000円まで	71,900円	7,190円
D ₁₉		4,173,001円以上	用具の給付に 係る費用の 全額	左欄に定める 額の10分の1 に相当する額 (その額に10 円未満の端数 があるときは、 これを切り捨 てた額とし、そ の額が8,560円 に満たないと きは、8,560円)

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割の額」とは同法第292条第1項第1号に規定する均等割の額（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含み、当該所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、当該

減免された額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次に掲げる規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

(4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び附則第60条第1項

3 税額等による世帯の階層区分の認定は、用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童を現に扶養している者の全てについて、その所得税の額等の課税額の合算額により行うものとする。

4 同一世帯から2人以上の小児慢性特定疾病児童が用具の給付を受けている場合においては、その月の負担金の額が最も多額な小児慢性特定疾病児童以外の小児慢性特定疾病児童については、この表に定める加算金の額を当該負担金の額とする。

5 当該年度の市町村民税又は前年分の所得税の課税状況が判明しない間におけるこの表の適用については、同表中「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」と、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とする。